

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	大阪市 自立支援医療給付(更生医療)事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪市は、自立支援医療給付(更生医療)事務で特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析した上で、当該リスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

自立支援医療(更生医療)給付事務では、委託先による特定個人情報の不正入手・不正使用等への対策として、委託契約書にデータ機密保持事項を明記し、委託先における情報保護管理体制の確認及びデータ保護に関する規定の確認を行うとともに、委託事業者に秘密保持に関する覚書を提出させている。

評価実施機関名

大阪市長

公表日

平成27年12月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援医療(更生医療)給付の支給認定、給付、および指定に関する事務
②事務の概要	<p><総合福祉システム> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律および大阪市自立支援医療費(更生医療)支給認定事務取扱要領に関する事務であって、主務省令で定めるもの。 ①自立支援医療(更生医療)の支給認定に関する事務 ②自立支援医療(更生医療)の給付に関する事務 ③自立支援医療(更生医療)の指定自立支援医療機関の指定に関する事務</p> <p>※身体障がい者手帳を有する障がい者からの申請に基づき、治療内容や治療方針を審査したうえで、給付の可否を判定し、身体の障がいの軽減を図るための更生医療の支給を決定する。更生医療に係る診療報酬請求が適正に行われているか継続的に調査や点検を行い、必要に応じて指定医療機関に指導し、医療費の返還請求を行っている。医療機関からの申請に基づき、審査のうえ、更生医療に係る指定自立支援医療機関として指定をする。</p> <p><中間サーバ> 自立支援医療(更生医療)給付事務では、番号法第19条第7号別表第二に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバに格納する。中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを通じて関係する各機関と情報連携を行う。また、当該事務において必要となる他機関が保有する情報について、中間サーバを介して情報取得を行う。</p>
③システムの名称	総合福祉システム、統合基盤システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援医療(更生医療)給付事務情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一第84の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第26、56の2、87、108、109、110の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉局障がい者施策部障がい支援課
②所属長	福祉局長 西嶋 善親
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市総務局行政部行政課(情報公開グループ)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課 電話:06-6208-8073 ファックス:06-6202-6962

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

